

本件請求は地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条に規定される住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、同条に基づく監査は実施しないことに決定しました。

（理 由）

法第242条第1項は、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為によって当該普通地方公共団体のこうむった損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる旨を規定しています。

本件請求において請求人は、栄区が実施した区民意識調査は、アンケートの基本にもとる不当な誘導方式で実施され、結果の集計においても初歩的かつ重大な誤りを冒しているにもかかわらず、これを訂正することなく公表したことは、税金の無駄遣いである旨主張しています。

しかし、本件請求は、財務会計上の行為である区民意識調査に係る公金支出の違法性・不当性について監査を求めているのではなく、その財務会計上の行為の原因であるアンケートの一部の設問内容や実施結果集計の手法などの非財務会計行為の不当性について監査を求めています。このような、非財務会計行為に係る請求は、財務会計上の行為を対象とする住民監査請求の対象とはなりません。

したがって、本件請求は、法第242条に規定される住民監査請求の要件を満たしていないと判断しました。